

職員行動規範

私たちは、職員倫理綱領に基づき具体的な「職員行動規範」を以下に定め、これを遵守します。

1. 利用者の人権と尊厳の尊重

- (1) 利用者を人生の先輩として敬い、相手が不快と感じる表情などをせず、尊敬語・思いやりをもって接します。
- (2) 利用者のことは「～さん・～様」を基本とした呼び方や記録をしていきます。
- (3) 利用者は、視力・聴力・言葉が不自由になりがちです。そのため会話は、気長にあせらず落ち着いて心から語り掛け、相手の立場に立って考えて行います。
- (4) 利用者一人ひとりが、安心や自信・誇りをもって暮らせるよう、励ましや配慮ある言葉かけをします。
- (5) 利用者から要望や訴えがあった場合は、すぐに対応するよう努めます。また、すぐに応じられない場合は、その理由といつまで待てばよいか等について具体的に説明します。
- (6) 利用者の長所や良い点に着目し、どのように援助すべきか、という視点で取り組みます。
- (7) 利用者には、自己決定を行う権利があるということを認識し、自己決定権の侵害がないか常に検討します。
- (8) 利用者に対していかなる理由によっても差別せず、権威的にならず、暴力、暴言はもとより、直接・間接を問わず、身体的および精神的な苦痛を与える行為は行いません。
- (9) 身体拘束やスピーチロック等の抑制は、虐待と認識し、これを全力で防止します。また、利用者や家族の思いや願いを検討しながら、拘束のない介護を行います。

2. 利用者中心のサービスの提供

- (1) 笑顔や会話を大切にされたケアを行います。
- (2) 利用者が分かりやすいように、その人にあったコミュニケーション方法を用いて支援します。
- (3) 利用者の生活歴・生活信条・地域文化・伝統を理解し、利用者本人の意向に沿った適切なサービスの提供を約束します。
- (4) 業務や日課にこだわらない個人の生活リズムを大切にします。
- (5) 利用者の意思や希望を尊重し、できる限り実現できるよう支援します。
- (6) 施設生活において選択肢を多くし、押し付けることなくサービス内容を選択できるよう支援します。
- (7) 居室の移動、行事や外出への参加については、利用者や家族の同意を得てから行います。

3. プライバシーの保護

- (1) 個人情報については、守秘義務を守り、記録の管理に配慮します。また、他の利用者がいるところでは、利用者個人に関わる話はしません。
- (2) 職場を離れば、利用者に関する情報は一切口外いたしません。
- (3) 利用者の居室を訪問する場合は、ケアのための入室であっても私たちが他人の家を訪問するのと同じ対応をします。
- (4) 利用者の介助・介護、私物の確認及び施設見学者の案内等の場合は、必ず利用者の了解を得ます。
- (5) 利用者の必要な購入物品については、利用者及び代理人の意向をお聞きして、了解を得たうえで対応します。
- (6) 実習生や研修生に対し、ケース記録等の閲覧は許可しません。

4. 専門的で質の高いサービスの提供

- (1) 支援者としての自覚を持ち、研修や自己啓発を通して、その資質の向上に努めます。
- (2) 職員はその専門性を向上すべく、施設内外での研修への参加・実施をして絶えず研鑽を重ね、利用者が生きがいのある健全で充実した人生が送れるよう専門的で質の高いサービスの提供を行います。
- (3) 多職種協働により、それぞれの職種が協力して専門性を発揮し、質の高いケアやサービスを提供します。
- (4) それぞれ職員の相互点検や協力を通じて、組織の一員としての自覚を持ち、チームワークの向上に努めます。
- (5) 介護事故リスクにおける事故の根底にある背景事情や要因を探り、事故の発生防止・再発防止の対策を講じ、リスク管理に努めます。
- (6) サービスの効果や効率について常に点検し、その改善・向上に努めます。

5. 地域との連携・貢献

- (1) 行政や各団体と協力し、地域の福祉課題や地域住民の生活課題の解決に向けた支援を行います。
- (2) 広報誌の定期的な発行やホームページ、あるいは施設行事（夏祭り・敬老会等）の地域や家族へのアナウンスにより、施設での日常や取り組みなどを広く知っていただけるよう努めます。
- (3) ボランティアや近隣の小・中学校生徒等の受け入れを積極的に行い、地域との交流や連携を図ります。

6. その他

- (1) 職員として、対人援助者にふさわしい言動・身だしなみに心がけます。
- (2) 職員に落ち度がある場合は、速やかに謝罪し改善します。

- (3) 職員の私的な都合や利益のために、利用者を利用することがないようにします。
- (4) 勤務中は、職員同士で集まり雑談するなど、業務以外の行動はしません。
- (5) 利用者への対応が不適切であったり、倫理綱領及び職員規範に違反すると認められるような場合は、職員相互に指摘しあい是正します。